

大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業  
大企業向け募集要領

大企業のご担当者へ

### 1. 事業目的

東京都は、大企業と中小企業・スタートアップ（以下、「中小企業等」という）をマッチングし、大企業の人材を一定期間出向・副業の形で中小企業等に送り出す取組を実施します。

- ・ 出向：9～15 か月間、大企業の人材を中小企業等に在籍型出向
  - ・ 副業：3 か月以上（通算 15 か月以内）、大企業の人材が中小企業等で副業
- また、この取組や成果を広く情報発信することで、人材の流動化を促進します。

### 2. 応募資格

本事業において応募いただける大企業を募集します。

応募資格は以下のとおりであり、すべての要件を満たしていることが必要です。

- (1) 東京都内に登記上の本社があり、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業に該当しない企業。ただし、以下の①から③までの要件のいずれかを満たし、大企業が実質的に経営に参画している企業を含めます。

- ① 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資している場合
- ② 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している場合
- ③ 役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員または従業員が兼務している場合

※都外に登記上の本社がある場合でも、事実上の本社機能が都内にある企業は含めるものとする

- (2) 在籍型出向または副業による人材育成を希望する企業
- (3) 本事業により得られたスキルや経験を輩出元企業に還元することを志向する者を出向者または副業実施者として当該企業の正社員の中から選定し、支援することができる企業
- (4) 受入先の中小企業等との出向契約の締結及び確実な履行が可能な企業
- (5) 本事業に係る広報(事業ウェブサイトにおける企業名や事業実施状況写真の掲載等)や、アンケート調査への協力、出向に係る事前研修及び成果報告会への参加が可能な企業

### 3. 募集期間

令和6年5月14日（火曜日）から8月30日（金曜日）まで

（申込受付後に書類選考を実施、随時結果連絡）

※出向と副業の合計で 20 件程度マッチングが決定次第、募集を終了します。

#### 4. 応募方法

以下のURLから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力して提出してください。

URL: <https://jinzai-kouryu2.metro.tokyo.lg.jp/enterprise>

#### 5. 選考基準

以下の観点に基づき書類選考を実施します。

- (1) 応募資格に適合しているか(応募要件をすべて満たしているか)
- (2) 本事業に参加する目的や期待する成果が具体的であるか
- (3) 輩出予定の人材は自身の成長だけでなく、中小企業等の課題解決や成長にも意欲的に取り組める人材を選定することができるか
- (4) 出向者・副業実施者の帰任後のキャリアプランなど中長期的な視点があり、社内でイノベーションを創出できる人材を育成したいという意向があるか
- (5) 業種や企業規模が大きく偏ることなく多様であるか

#### 6. スケジュール (予定)

令和6年5月14日 募集開始

令和6年6月上旬 事業説明会開催 (5回程度)

令和6年10月末頃まで 書類選考・マッチング・事前研修

令和6年11月頃 出向・副業開始

(※出向者・副業実施者輩出元及び受入先の状況により前後する場合あり)

令和7年4月 成果報告会 (中間)

令和7年10月頃 出向終了、副業終了 (契約次第)

令和8年1月 成果報告会 (最終)

令和8年3月 事業終了

#### 7. 支援内容

(1) マッチング及び出向者・副業実施者輩出元の契約手続きに係る支援

- ・出向・副業を希望する分野や職種を踏まえ、できる限り希望に沿うようマッチング支援を行います
- ・出向者・副業実施者の選定が円滑に行われるようアドバイスを行います
- ・大企業側の人材育成ニーズと、中小企業及びスタートアップ側の課題解決ニーズのすり合わせを行います
- ・出向者・副業実施者のキャリアプランに関するアドバイスを行います
- ・受入先候補企業との面談に向け、候補者に対する面談対策指導を行います
- ・出向の場合、受入先候補企業との出向契約手続きを円滑に行えるよう支援します
- ・副業の場合、副業実施者と輩出元、受入先との間で合意される契約手続きを円滑に行えるよう支援します

(2) 出向・副業に係る事前研修

- ・出向・副業時における留意事項や、事故や問題が発生した際の対応方法をお知らせします
- ・出向者・副業実施者に対し、出向・副業に当たっての心構えや目標設定、キャリアプランに関する研修を行います
- ・出向者・副業実施者に対し、出向・副業前のスキルや心身の状況等を測定する調査を行います

(3) 出向・副業期間中のフォロー

- ・出向者・副業実施者に対し、キャリア支援の専門家が毎月面談を行い、助言等を行います
- ・出向・副業輩出元企業に対し、出向者・副業実施者の状況を毎月報告します
- ・四半期ごとに、出向者・副業実施者を集めた研修を実施し、フォローアップを行います
- ・事故や問題等が生じたときに対応するための相談体制を講じ、関係者に周知します

(4) 出向・副業期間終了後のフォロー

- ・出向者・副業実施者に対し面談を行い、振り返りと帰任後のキャリア形成について助言を行います
- ・出向者・副業実施者輩出元企業に対し、出向者・副業実施者との面談結果を報告します
- ・出向者・副業実施者に対しアンケート調査を行い、得られた経験やスキルの可視化、効果検証を行います

(5) 成果報告会

- ・出向者・副業実施者から広く成果を報告するための場として、成果報告会を実施します

8. 留意事項

(1) 応募企業が以下に該当する場合、選考対象外とさせていただきますので、ご了承ください。

- ・法令等もしくは公序良俗に違反し、またはその恐れがある場合
- ・暴力団等反社会的勢力との関係を過去又は現在において有している場合
- ・応募内容に不備がある場合
- ・応募に際し虚偽の情報を記載し、その他都及び運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合

(2) 応募にあたりご提供いただく個人情報を含む応募情報は、都及び運営事務局にて、本事業の実施にあたって必要な範囲にて共有、利用されます。応募情報を事前の承認なく都及び運営事務局以外の第三者に提供することはありません。選考経過・選考結果等に関する問い合わせには応じられません。

(3) 本事業の実施継続が不適切であると都が判断した場合には、途中で辞退していただく場合がありますのでご注意ください。

(4) 本事業の選考は、運営事務局が行い、都に報告するとともに、すべての応募企業に対して結果を通知いたします。

(5) 本事業への参加費用は無料です。

- (6) 本事業では広報や記録を目的とした事業内容(事業説明会、事前研修、成果報告会等)の撮影を実施し、本事業ウェブサイト等で公開いたします。
- (7) 出向は出向元企業と受入先企業の間で出向契約、副業は副業実施者と輩出元、受入先との間で合意される契約について協議し締結しますが、運営事務局において契約書のひな形の提供などの支援をいたします。

#### 9. お問い合わせ先

人材交流支援事業 運営事務局 (パーソルテンプスタッフ株式会社)

メール 事務局メールアドレス : jinzai-kouryu2@os.tempstaff.jp

※本事業は、東京都よりパーソルテンプスタッフ株式会社が受託し運営しております。